

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
1	実施方針	4	第 1	6.	(2)	市と県の連携手法	本事業は市と県の共同事業ですが、連携イメージにある通り、SPC が締結する事業契約書や協定書の契約相手方はあくまで貴市であり、岩手県は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	4	第 1	6.	(2)	SPC への指示や助言	県から SPC に対して直接指示や助言をすることはないと考えてよろしいですか。すべて市のご判断により市から SPC に指示や助言がなされると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりですが、県が事業に何ら関与しないわけではないこと、お含み置きください。
3	実施方針	4	第 1	7.		事業スケジュール	施設整備業務の期間が「事業契約締結日～2023 年 3 月 31 日」までとありますが、開業準備はこの期間に含むとの理解でよろしいでしょうか。また、引渡し日について、ご教示ください。	開業準備についてはご理解のとおりです。引渡し日は、2023 年 3 月 31 日を予定しています。詳細については募集要項等をご確認ください。
4	実施方針	5	第 1	10.		遵守すべき法令等	「各種基準・指針等については、同レベルの水準・機能を有すると市が認めた場合」との記載がございますが、要求水準に求められている性能を達成することができれば、各種基準・指針等に記載される内容・頻度等は、事業者の提案に委ねられているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	9	第 2	2.		民間事業者の選定	「市及び県は、（中略）優先交渉権者を選定する」とありますが、県は市と同様に民間事業者の選定に直接かかわるのでしょうか。	募集要項等において示します。
6	実施方針	10	第 2	4.	(2)	イ 応募に際しての留意点	構成企業や協力企業に「盛岡南公園球技場」の現管理者を入れることは可とするのでしょうか。現在の球技場の管理者とは、当然全グループ連携が必要と考えているかと存じますが、この場合構成員や協力企業に球技場の現管理者が入ってしまうと、特定のグループのみ連携提案が可能となってしまう、競争性を著しく損なうと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。	公益財団法人盛岡市体育協会は、本事業の応募者とはなりません。詳細は募集要項等において示します。
7	実施方針	10	第 2	4.	(3)	応募者の参加資格要件	P10 L12-13 イ「資格審査申請書受付日」は、P15 の選定スケジュールの日程の中でどの時期になるでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
8	実施方針	11	第 2	4.	(3)	シ 応募者の参加資格要件	これまでの全国の事例を鑑みると、“（従業員を含む。）”という文言は含まないものが通例かと思料します。また、全ての従業員が当該項目に該当するかどうか調査することは非常に困難かと思料しますので、当該文言を削除頂けませんでしょうか。	法令等の趣旨を鑑み、原文のとおりとします。なお、参加資格申請手続きについては、様式集及び記載要領をご確認ください。
9	実施方針	11	第 2	4.	(3)	応募者の参加資格要件	「シ 暴力団等と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む。）でないこと。」との記載がございます。一方で、岩手県及び盛岡市の入札参加資格審査申請において、「暴力団等と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書」+「役員の一覧表」を提出しております。入札参加資格審査申請では従業員全員の誓約書や証明書を求められていませんが、（従業員を含む。）となると、本事業では従業員全員の誓約書または証明書が必要ということでしょうか。	従業員全員の誓約書または証明書を求める予定はありません。
10	実施方針	11	第 2	4.	(4)	応募者の業務遂行能力に関する資格要件 設計業務を実施する者	盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿に記載がない場合、「盛岡市建設関連業務委託契約入札参加資格要綱に定める資格を満たしている者であることに相当すると認めた場合は、この限りではない。」とありますが、同資格審査基準（技術等評価・技術者要件）を満たしていれば、原則的に参加資格が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	盛岡市又は岩手県の競争入札参加資格申請をしていない者が、本事業に限り、同資格を満たしている者であることに相当すると市が認めた場合、認めるとしているものです。
11	実施方針	12	第 2	4.	(4)	応募者の業務遂行能力に関する資格要件 建設業務を実施する者	盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿に記載がない場合、「盛岡市市営建設工事請負契約入札参加資格要綱に定める資格を満たしている者であることに相当すると認めた場合は、この限りではない。」とありますが、同資格審査基準（技術等評価・技術者要件）を満たしていれば、原則的に参加資格が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	盛岡市又は岩手県の競争入札参加資格申請をしていない者が、本事業に限り、同資格を満たしている者であることに相当すると市が認めた場合、認めるとしているものです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
12	実施方針	13	第 2	4.	(4)	エ 運営業務を実施する者	「(イ) 2009 年度以降に、陸上競技場、球技場、体育館等の体育施設の運営業務を継続して 1 年以上受託した実績を有すること。」とありますが、野球場の運営業務は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	13	第 2	4.	(4)	応募者の業務遂行能力に関する資格要件	P13 L17 ウ カ) 「主たる営業所」は、一般的に言われる「本社・本店」のことであり、「支店・営業所」は該当しませんか。	ご理解のとおりです。なお、単なる登記上の本店は該当しません。
14	実施方針	14	第 2	4.	(4)	応募者の業務遂行能力に関する資格要件	P13 L15 オ エ) 「主たる営業所」は、一般的に言われる「本社・本店」のことであり、「支店・営業所」は該当しませんか。	ご理解のとおりです。なお、単なる登記上の本店は該当しません。
15	実施方針	15	第 2	5.		選定のスケジュール	参加表明書等の受付日、競争的対話の実施予定時期についてご教示頂けませんでしょうか。	募集要項等において示します。
16	実施方針	15	第 2	6.	(3)	募集要項等の公表及び説明会の実施	募集要項などに関する質問の回答については、いつごろの公表を予定されているかご教示いただきたく存じます。	募集要項等において示します。
17	実施方針	16	第 2	6.	(2)	実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答	質問提出から 4 月 15 日頃の回答まで 2 ヶ月ほどありますが、設計を検討するために必要な下記の情報につきまして現時点で頂くことは可能でしょうか。ご教示願います。 用地測量図の CAD データ	用地測量図の CAD データは存在しないため、代替するデータを募集要項等公表時に公表します。
18	実施方針	16	第 2	6.	(2)	実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答	回答については、回答可能なものから順次回答いただくことは可能でしょうか。	回答は一斉に公表します。
19	実施方針	17	第 2	7.	(2)	審査委員会	接触を避けるため、審査委員の情報につき、現時点にてご開示頂きたい、お願い致します。	募集要項等において示します。
20	実施方針	20	第 3	2.	(2)	モニタリングの内容	モニタリングの対象には、自主事業は含まれないと理解しておりますがよろしいでしょうか。	自主事業も含めモニタリングの対象となる予定です。
21	実施方針	21	第 3	2.	(2)	②SPC が実施するセルフモニタリング	セルフモニタリングの具体的な方法は SPC の提案を基に市と協議の上決定するとありますが、最低限の実施回数等に想定はございますでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
22	実施方針	22	第 4	1.		事業計画地と申請敷地について①	事業計画地は未開発部分の 9.18ha とありますが、建築確認申請（計画通知）上の敷地は事業区域面積 19.7ha と考えて宜しいですか。その場合、既存サッカー場と新野球場は不可分とし、増築申請と考えればよろしいですか。可分となる場合、未開発部分のみを申請敷地と考えればよろしいですか。	未開設部分(事業計画地)9.18ha を敷地とした新築工事申請となります。
23	実施方針	22	第 4	1.		事業計画地と申請敷地について②	仮に建築確認申請（計画通知）上の敷地を事業計画地とした場合、建ぺい率を考慮すると、新野球場と屋内練習場の双方を計画することは困難と考えます。他の法的な手法を想定してる場合、その手法をご教示ください。	ご指摘の建ぺい率は、都市公園法の建ぺい率についてと思われますが、この場合、都市公園敷地は事業区域全体であり既存施設を含む建ぺい率については都市公園法第 4 条・同施行令第 6 条第 1 項に基づき、12%を超えないよう計画してください。
24	実施方針	27	第 6	2.	(1)	SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	「市は、事業契約書に定めるところにより、SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、（中略）解約せずに SPC の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする」とありますが、本事業において融資金融機関との直接契約を締結することは想定されていますでしょうか。	事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を想定する場合、事業契約締結後、市と融資金融機関の間で直接協定を締結することを想定しています。
25	実施方針	27	第 6	2.	(3)	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力により事業継続が困難になった場合のリスクを SPC は負わないとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針 P27 「第 6. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項」にて示した通りです。詳細は、募集要項等（事業契約書案）にて示します。
26	実施方針/ リスク分担表	30			4	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 法制度変更リスク）	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）は市のリスクとなっていますが、本事業に直接関連する法令とは、実施方針 5 頁 10. 遵守すべき法令等に記載のあるものとの理解でよろしいでしょうか。	「実施方針 5 頁 10. 遵守すべき法令等」は、本文に記載のとおり、例示列举したものであり、「直接関連する法令」は、例示列举されたものに限定されるものではありません。
27	実施方針/ リスク分担表	30			4	別紙リスク分担表 (共通) 法制度変更リスク	法令変更は事業者でコントロールできませんので、全ての法令変更によるリスクを貴市負担として頂けませんでしょうか。	詳細については、事業契約書案をご確認ください。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
28	実施方針/ リスク分担表	30			6	別紙リスク分担表 （共通） 税制度リスク	税制変更は事業者でコントロールできませんので、全ての法令変更によるリスクを貴市負担として頂けませんでしょうか。	詳細については、事業契約書案をご確認ください。
29	実施方針/ リスク分担表	30			9	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 住民問題リスク）	住民問題リスクに記載の中で、「市の事由による調査・設計・・・」とありますが、市の事由とはどのようなものが考えられますでしょうか。	市が公表した資料等に起因する住民問題を想定しています。
30	実施方針/ リスク分担表	30			9	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 住民問題リスク）	住民問題リスクに記載の中で、「上記以外の調査・設計・・・」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由によるものについては、貴市の主分担としていただけますでしょうか。	本事業の受託者としての善管注意義務を果たしてもなお防ぎ得ない住民問題リスクについては、本項目の直前に記載されている「事業自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの」及び「市の事由による調査・設計・工事及び運営・維持監理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの」に基本的に集約されており、原文の通りとします。
31	実施方針/ リスク分担表	30			10	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 環境問題への対応）	環境問題への対応に記載の中で、「SPCが行う業務に起因する・・・」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による環境問題については、貴市の主分担としていただけますでしょうか。	募集要項等において示します。
32	実施方針/ リスク分担表	31			11	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 第三者賠償リスク）	第三者賠償リスクに記載の中で、「施設整備業務に起因する騒音・振動・・・」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由によるリスクについては、貴市の主分担としていただけますでしょうか。	SPC 自身が行う業務に関するリスクのため、原文の通りとします。
33	実施方針/ リスク分担表	31			11	別紙リスク分担表 （共通） 第三者賠償リスク	貴市、事業者のいずれの責にも帰さない事由による第三者賠償が想定されるかと思料しますが、その際の負担について貴市の考え方をお聞かせ頂けませんでしょうか。	不可抗力については当該のリスク分担項目を参照して下さい。
34	実施方針/ リスク分担表	31			11	別紙リスク分担表 （共通） 第三者賠償リスク	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するものはSPCの負担とありますが、維持管理業務を満たしたうえでの、通常考えられる経年劣化による事故に関してはSPCの負担ではないという認識でよろしいでしょうか。	経年劣化による事故を防止することも、維持管理業務の範囲と考えますのでSPCの負担となります。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
35	実施方針/ リスク分担表	31			11-2	別紙リスク分担表 （共通） 債務不履行リスク	ここでいう“一定のレベル”とは要求水準書で示された水準と理解しておりますが、相違ないでしょうか。また、SPCの責めに帰すべき事由による場合に限定されるという理解しておりますがよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、原則としては事業契約書にて定められた内容によります。また、市以外の原因者には特段の制限はありませんが、併せて不可抗力リスク等についても該当する場合は総合的に判断します。
36	実施方針/ リスク分担表	31			12	別紙リスク分担表 （共通） 不可抗力リスク	不可抗力は事業者でコントロールできませんので、全ての不可抗力によるリスクを貴市負担として頂けませんでしょうか。	市にもコントロールできない事由のため、原則は市が主負担としつつ、SPCにも従負担を求めます。
37	実施方針/ リスク分担表	31			12	別紙リスク分担表 不可抗力リスク	戦争・内乱・軍事紛争についてSPCが△として従分担となっておりますが、どのような基準もしくは比率で市とリスク分担を行うのか、ご教示下さい。	募集要項等において示します。
38	実施方針/ リスク分担表	31			12	別紙リスク分担表 不可抗力リスク	1と同様、台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為について、SPCが△として従分担となっておりますが、どのような基準もしくは比率で市とリスク分担を行うのか、ご教示ください。	募集要項等において示します。
39	実施方針/ リスク分担表	31			20	別紙リスク分担表 リスク分担（共通 物価変動リスク）	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減について、一定の範囲内がSPCの負担となっておりますが、どこまでの範囲とするのか具体的な指標及び基準をご教示ください。	募集要項等において示します。
40	実施方針/ リスク分担表	31			20	別紙リスク分担表 物価変動リスク	インフレ・デフレに係る費用増減について、一定の範囲内はSPCの主分担となっておりますが、一定の範囲の基準をご教示ください。	募集要項等において示します。
41	実施方針/ リスク分担表	31			20	別紙リスク分担表	物価変動リスクについて「一定の範囲内」という文言がありますが、これの明確な値については公告時に示されるでしょうか。	募集要項等において示します。
42	実施方針/ リスク分担表	31				別紙リスク分担表	地域の維持管理費変動が物価指数よりも実態に即している前提ですが、維持管理に関する物価スライド調整は、一般的な物価指数によるものではなく、実態に即した調整をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	一般的な物価指数による調整を想定しておりますが、より合理性があり、かつ客観性を備えた指標等がある場合、競争的対話における調整事項とすることを妨げません。
43	実施方針/ リスク分担表	30				別紙リスク分担表 リスク分担（共通）	県の事由によるリスクは、SPCに対してはすべて市が負うものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
44	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 リスク分担（計画・ 設計段階 土壌汚染 リスク）	事業計画地の土壌汚染はすべて市のリスクとなっていますが、許認可に関わる届出等が発生する場合、すべて市の責任で申請・取得をされるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担はご理解のとおりです。届出等における提出主体については届出先の判断にもよりますので、都度の協議によります。
45	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 （計画・設計段階） 地質障害・地中障害 物リスク	ここでいう“上記以外の地質障害、地中障害物等”とは、貴市が提示した資料から合理的に想定ができる地質障害・地中障害物等であると認識しておりますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 リスク分担（建設段 階 工事遅延リス ク）	工事遅延リスクに記載の中で、「上記以外の事由に起因する工事完了の遅延」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による遅延については、貴市の主分担としていただけますでしょうか。	原文の通りとします。なお、不可抗力による場合の取扱いは別に定めます。
47	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 （建設段階） 工事遅延リスク	ここでいう“上記以外の事由”とは、事業者の責めによる事由であり、不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する工事遅延は含まれないと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	募集要項等において示します。
48	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 （建設段階） 工事費増大リス ク	ここでいう“上記以外の工事費の増大”には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する工事費の増大は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。	募集要項等において示します。
49	実施方針/ リスク分担表	32				別紙リスク分担表 （建設段階） 施設損傷リス ク	ここでいう“損害”とは事業者の責めによる事由であり、不可抗力や法廷変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する施設損傷は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
50	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表	「運営等業務段階 施設・備品の損傷リスク」について、運営等業務段階の不可抗力に起因する施設・備品の損傷は、「共通 不可抗力リスク」に準じると想定されます。 この不可抗力損害の官民分担は、「公共工事標準請負契約約款」のいわゆる 100 分の 1 ルールに準拠し事業者が従分担となっていると思われます。 しかしながら、運営等業務段階における維持管理業務に対して「公共『工事』・・・約款」に準じ事業者が不可抗力による施設・備品の損傷リスクを従分担することは、事業者にとって負担があまりにも大きくなることから、市の主分担のみとしていただけませんか。	募集要項等において示します。
51	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 (運営等業務段階) 施設瑕疵リスク	SPC にて負担する瑕疵は、貴市と締結する事業契約に規定された瑕疵担保期間に見つかった瑕疵に限られるという認識でありますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 (運営等業務段階) 運営維持管理費用増 大リスク	不特定多数の利用者、気候・天候等の自然条件等に左右される光熱水費につきましては、事業者はコントロールできませんので、貴市の負担として頂けませんか。	事業者の努力による費用削減が期待されることから、原文のとおりとします。
53	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担（運営等 業務段階 利用者対 応）	利用者からの苦情及び事業計画地内における利用者間のトラブルについては SPC の負担とありますが、盛岡南公園球技場及び多目的広場との管理区分及び盛岡公園球技場の指定管理者とのリスク分担の考え方についてご教示ください。	現在の盛岡南公園の未開設区域が事業者の管理区域（リスク負担の対象区域）に該当します。
54	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担 運営等業務段階	運営維持管理費用増大リスクにおいて、市の事由に起因する事業内容・用途の変更等によるもの以外の事由、もしくは需要変動リスクにおいて、利用者の増減による維持管理等の費用の変化とは、水光熱費のことを指しているのでしょうか。ご教示ください。	水光熱費も含む費用を指します。
55	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担 運営等業務段階	上記の質問に続き、この場合の水光熱費の考え方を示していただけませんか。	水光熱費は事業者の負担とします。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
56	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担（運営等 業務段階 施設・備 品の損傷リスク）	運営等業務段階における、施設・備品の損傷リスクに関連し、自然災害等による損傷リスクは、「第三者に起因するもの」に準じて市の分担と考えてよろしいですか。	自然災害等によるリスクは「共通 不可抗力リスク」を参照してください。
57	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担（運営等 業務段階 施設・備 品損傷リスク）	通常劣化による施設・備品の損傷リスクはSPC負担となっており、これは修繕業務による対応を意味すると思料しますが、耐用年数を経過している場合であっても、要求される機能・性能を満たしていれば、修繕業務による対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	法令、事業契約書、要求水準書の範囲内で応募者の提案によるものとします。
58	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 リスク分担（運営等 業務段階 施設・備 品損傷リスク）	第三者に起因する施設・備品の損傷リスクは市が負担することとなっていますが、帰責者が特定できない施設・備品の損傷（例えば、第三者が車をぶつけて施設が損傷したが、監視カメラをチェックしても車の持ち主が確定できない場合等）は市が負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
59	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 （運営等業務段階） 計画変更リスク	ここでいう“上記以外の事由”には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由は含まれていないと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	不可抗力や法令変更等については「共通」の当該項目を参照してください。
60	実施方針/ リスク分担表	33				別紙リスク分担表 （運営等業務段階） 事故発生リスク	ここでいう“上記以外の事由”には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。	不可抗力や法令変更等については「共通」の当該項目を参照してください。
61	要求水準書 （案）	1	第 1	3.	(1)	岩手・盛岡の人たちの憧れの場所の実現	プロ野球楽天一軍の試合開催誘致のみならず、岩手県縁故者が在籍する球団の誘致の可能性も存在するとありますが、SPCの運営業務としては、一軍の試合の開催の誘致は含まれないという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書における要求水準としては、一軍の試合の開催の誘致は含まれませんが、提案があった場合は評価します。詳細は募集要項等をご確認ください。
62	要求水準書 （案）	2	第 1	3.	(3)	防災の視点	「防災の視点にも配慮する」とありますが、防災時の避難施設を想定した場合、どの程度の規模（人数）の収容を考えればよろしいですか。	事業計画地を、盛岡市防災マップに示す指定避難場所及び指定避難所（以下、「避難場所等」という。）として指定する予定はありません。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
63	要求水準書 (案)	2	第 1	3.	(3)	防災の視点	本事業の対象施設の一部又は全部が、災害時の避難所等として将来指定される可能性はありますか。	事業計画地を避難所等と指定する予定はありません。
64	要求水準書 (案)	2	第 1	3.	(3)	バランスに優れた 縣市共同による スキームの構築	防災の視点とありますが、受け入れ人数や本施設に期待する機能につき、現時点でのご想定を、ご教示いただけますと幸いです。	防災に関連して施設に求める機能等については、要求水準として規定済みです。
65	要求水準書 (案)	2	第 1	4.	(2)	自主事業の収入	SPC が自主事業を行う場合、来場者に対する料金設定を SPC が自らの裁量で行い、料金を徴収できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本施設が公共施設であることにご配慮ください。
66	要求水準書 (案)	3	第 1	4.	(3)	事業方式	指定管理者としての SPC の指定日は、運営業務の期間と認識しておりますが、相違ないでしょうか。その場合、運営準備業務中の人員配置や教育訓練、広報、施設の予約受付等の業務は、指定管理者として指定を受けていない期間での業務になると認識しておりますが、相違ないでしょうか。	指定管理者としての SPC の指定については、施設の供用開始までを想定しています。運営準備業務中の人員配置や教育訓練、広報、施設の予約受付等の業務は、ご理解のとおり、指定管理者としての指定を受けていない中での業務としていただいで構いません。
67	要求水準書 (案)	3	第 1	4.	(5)	運営等業務に係る 対価	年度毎に支払うとは、年に 1 回の支払を予定されているのでしょうか。	募集要項等において示します。
68	要求水準書 (案)	3	第 1	4.	(5)	施設整備業務に 係る対価	割賦方式の場合、元利均等、元本均等どちらを想定されているかご教示ください。また、支払方法については運営期間に渡って半期毎に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
69	要求水準書 (案)	3	第 1	4.	(5)	自主事業の収入	自主事業による収入はこの項目に含まれますか。その場合に適用される「市の条例で定める額」を教えてください。	自主事業による収入は事業者の収入となります。施設の利用料金については募集要項等において示します。
70	要求水準書 (案)	6	第 1	8.		地域経済への配慮	当該項目は今後公表される落札者決定基準等で評価の対象となる項目と理解してよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
71	要求水準書 (案)	6	第 1	11.		用語の定義	「事業計画地」は本事業を実施する敷地とありますが、施設整備のみならず、維持管理運営業務についても事業計画地が対象敷地との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
72	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(2)	施設の耐用年数	貴市への本施設引き渡し時において、適正な性能及び機能を満足している限り、経年による劣化は許容されると認識しておりますが、相違ないでしょうか。	適正な性能、機能及び美観が維持されていれば問題ありません。
73	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(2)	施設の耐用年数	「事業期間終了時において本施設を継続使用できるよう適正な性能、機能及び美観が維持されている状態で市に引き渡すこと」とありますが、経年劣化は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時においては、要求水準を充足したうえで、市に引き渡していただく必要があります。
74	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(2)	施設の耐用年数	耐用年数とは構造、躯体の耐用年数と捉えればよろしいですか。	耐用年数とは、施設機能を健全に保つことが出来る期間としてお考えください。
75	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(3)	事業計画地の条件 (現況地盤高について)	各施設の計画において、現況測量地盤高が必要となります。現況地盤高の資料がございましたら、お示し下さい。	事業計画地にかかる高低測量等の資料はありません。
76	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(3)	周辺道路	東側、南側、北西側、北東側のそれぞれの周辺道路の幅員をご教示ください。	周辺道路の幅員は東側 6 m、南側 17m、北西側 6 m、北東側 6.5mです。詳細については道路管理課路政係にて道路台帳を閲覧してください。
77	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(3)	都市計画法関連	事業計画地の条件として「30 c m以上の切土盛土は開発行為に該当する（市内規）」と記載されております。本施設の整備は開発行為に該当すると考えますが、その場合でも本事業は都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に該当し開発許可は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(3)	都市計画法関連	開発許可が不要な場合でも、盛岡市開発指導要綱に則り、開発行為に関し市との協議は必要になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書 (案)	9	第 2	1.	(3)	都市計画法関連	「盛岡市開発指導要綱」及び「盛岡市 開発許可の基準等」に則り、計画地の接続道路で幅員が 9m 未満の部分は計画地側に拡幅する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	所定の条件を満たした場合、開発行為の技術基準上は、当該市道は盛岡南公園に「接していない」と取り扱うこととし、市道は現状の 6m のままで良しとします。所定の条件については要求水準書に記載します。
80	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	ア 野球場	災害用非常発電設備は、P21 記載の発電設備との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書を作成します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
81	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	イ 屋内練習場	「・フィールド外周にランニングコース兼ギャラリースペース」とありますが、「走る」と「見学する」ことができれば、要求を満たしているという認識でよろしいでしょうか。それとも、「走る」と「見学する」ことが同時にできるスペースが必要でしょうか。	「走る」と「見学する」ことが同時にできるスペース確保を必須とはしません。
82	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	イ 屋内練習場	「放送・照明・換気設備、ピッチングマシン、防球ネット、各種ベース・ゴール等」とありますが、ピッチングマシンの利用頻度が非常に少ないことが想定されます。購入、保守にかなりのコストが予想されますが、設置については必須という認識でよろしいでしょうか。	ピッチングマシンは、軟式用、硬式用それぞれ 1 台以上を設置してください。
83	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	イ 屋内練習場	「放送・照明・換気設備、ピッチングマシン、防球ネット、各種ベース・ゴール等」とありますが、ピッチングマシン等の備品については、使用料を徴収することは可能でしょうか。	市の条例で使用料を設定することを想定しています。詳細は、募集要項等において示します。
84	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	イ 屋内練習場	競技機能のランニングコースと公園機能のランニングコースは別の施設と認識しておりますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	イ 屋内練習場	ピッチングマシンは通常使用者負担と考えます。点検・部品交換等費用がかかることから、設置にあたり利用者から使用料を徴収することを想定してよろしいでしょうか。	市の条例で使用料を設定することを想定しています。詳細は、募集要項等において示します。
86	要求水準書 (案)	10	第 2	1.	(4)	野球場 競技機能	「プロ野球一軍公式戦のナイター試合に対応した照度確保」とありますが、本設の電気容量は全点灯を前提とせず、電気容量の不足分を仮設で電源車等の対応で確保する設定とすることでも可能ですか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書 (案)	11	第 2	1.	(4)	プロ野球公式戦開催 への配慮事項	「各種メディアへの対応として、十分なスペースと什器、電源・通信回線等の設備を適切に確保すること」とありますが、電気については本設での電気容量の不足分を仮設で電源車等の対応で確保することでも可能ですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
88	要求水準書 (案)	11	第 2	1.	(4)	整備対象施設と概要	エ プロ野球公式戦開催への配慮事項について 選手の食事スペース以外に火気使用を想定する室 がありましたらご教示願います。	特に想定してません。
89	要求水準書 (案)	11	第 2	1.	(4)	整備対象施設と概要	上記室において使用する火気はガス式、電気式又 はその他いずれかを想定されていますでしょうか	特に想定してません。
90	要求水準書 (案)	11	第 2	1.	(4)	整備対象施設と概要	オ その他について 製氷機の設置を想定する室をご提示ください	利用動線等を考慮して適宜配置してください。
91	要求水準書 (案)	11	第 2	1.	(4)	道路関連	南西部の未整備道路整備とありますが、この道路 の位置をご教示ください。事業計画地外ではある ものの整備対象という理解でよろしいでしょ うか。	募集要項等において示します。
92	要求水準書 (案)	12	第 2	1.	(6)	地質調査資料で 予見しえない リスクの分担	別紙 3「地質調査資料」で予見しえないリスクが顕 在化した場合のリスク分担者は市と考えてよろし いですか。例えば、報告書での調査箇所以外で SPC が自ら地質調査を行った結果が、想定外の地盤状 況だった場合、それに対する構造費の差額はどの ような扱いになりますか。	事業者にてリスクを負担いただくことが基本と 考えますが、詳細は、募集要項等をご確認くだ さい。。
93	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		アプローチ	「公式戦開催時は多目的広場、隣接市場を臨時駐 車場として利用することに配慮すること」とあり ますが、隣接市場の使用可能な範囲及び動線（出 入口）等詳細な条件についてご教示ください。	特に想定してません。施設整備、運営計画にあ わせてご提案ください。
94	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		アプローチ	臨時、路線バスの公式戦開催時の運行想定（本数、 時間帯等）をご教示ください。	特に想定してません。
95	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		外周道路	未開設道路について、道路整備の計画図をご教示 願います。	計画図はありません。
96	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の 配置及び動線に係る 案件	市道の維持管理は市が実施するとありますが、除 雪も含めて市が管理されるという理解でよろしい でしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の 配置及び動線に係る 案件	多目的広場、隣接市場を臨時駐車場として利用す ることに配慮することとありますが、本事業にお いても、両場所を駐車場として使用可能という理 解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	多目的広場、隣接市場への臨時駐車については、 提案に際して、見込まないこととしてください。 要求水準書に反映します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
98	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の配置及び動線に係る案件	上記の質問に続き、隣接市場が使用可能な場合の使用料金をご教示ください。	臨時駐車のための、特別な料金設定は考えていないため、現行の駐車料金の支払いが必要となります。
99	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件	試合開催時以外のイベント開催とありますが、市・県が開催することを想定している試合、及びイベントをご教示願います。	現段階では、市・県において具体的な想定は無く、応募者の提案に期待しているところです
100	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の配置及び同線計画に係る要件	本施設と、球技場・多目的広場等他の施設との管理運営範囲の考え方について、下記ご教示ください。 ・傷病人等が発生した場合 ・駐車場の運営管理、利用権限の有無 ・多目的広場の管理主体と、利用権限の有無 ・清掃、植栽等の管理	運営等業務の範囲は、本事業計画地のみです。
101	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件	南西部隣接の区域外 6m 道路整備について、別紙 2「用地測量図」参照とありますが、この資料の他に詳細現況図などございましたらお示し下さい。	その他の資料はありません。
102	要求水準書 (案)	12	第 2	2.		本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件	外周道路として、「西側鹿妻堰沿いの未開設道路は市道として整備すること。」とありますが、この道路は要求水準(案) P11. 第 21. (4) 記載の「南西部の未整備道路」と同じ道路を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書 (案)	13	第 2	2.		配置計画	計画地北側の近隣住宅に配慮し、メインスタンドを南側に配置する提案は可能ですか。	メインスタンドは北東から北西方向の間で配置してください。
104	要求水準書 (案)	13	第 2	3.	(1)	野球場	必要な諸室はすべて表に記載されており、その他に要求される室はないと考えてよろしいでしょうか。	表中は必要最低限の諸室を示しており、諸室の追加については提案によります。
105	要求水準書 (案)	13	第 2	3.	(1)	野球場	使用する人数や面積やサイズの記載の無い室について、想定される面積、サイズまたは使用人数をご提示願います。	応募者の提案によるものとします。
106	要求水準書 (案)	13	第 2	3.	(1)	野球場	提示された諸室において、給排水設備及び OA フロアや LAN 等の設置が必要な室があればご提示願います。	応募者の提案によるものとします。
107	要求水準書 (案)	13	第 2	3.	(1)	野球場	提示された諸室において、必要天井高さをご提示願います。	応募者の提案によるものとします。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
108	要求水準書 (案)	13	第 2	3.	(1)	グラウンド関連施設	グラウンドの項目において、「本塁は北東～北西の方向の間で配置すること」とありますが、その設定理由をご教示ください。	守備に就くプレイヤーが午後のデーゲームで太陽が視野に入らないよう配慮したものです。
109	要求水準書 (案)	14	第 2	3.	(1)	ア グラウンド関連施設	ダグアウトについて、“30 人程度の競技者が収容できる大きさ”とありますが、具体的な面積幅については、募集要項等公表時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	具体的な寸法、面積は特に示しません。適切な規模の提案を行ってください。
110	要求水準書 (案)	14	第 2	3.	(1)	野球場 ア グラウンド関連施設 ブルペン	「・グラウンドと屋内トレーニングスペースに隣接してブルペンを 3 レーン程度設けること。」とは、グラウンド内ブルペンを 3 レーン程度と屋内トレーニングスペースに隣接して屋内ブルペンを 3 レーン程度設けると考えてよろしいでしょうか。	屋内外併せて 3 レーン程度を想定しています。
111	要求水準書 (案)	14	第 2	3.	(1)	野球場 ア グラウンド関連施設 ブルペン	「3 レーン程度」とは、2～4 レーンと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 (案)	14	第 2	3.	(1)	野球場 ア グラウンド関連施設 表示施設	「市旗、県旗、国旗、大会旗等が掲揚できるポールを設置すること。」とありますが、ポールは 3 本と考えるよろしいでしょうか。	4 本以上を想定しています。
113	要求水準書 (案)	14	第 2	3.	(1)	ブルペン	1 塁、3 塁側双方にトレーニングスペースとブルペンが必要です。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 (案)	15	第 2	3.	(1)	ウ 運営進行関連諸室	来賓室について、“十分な数のソファ、テーブル”とありますが、具体的な数については、募集要項等公表時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	具体的な数等は特に示しません。適切な配置等の提案を行ってください。
115	要求水準書 (案)	15	第 2	3.	(1)	野球場	エ TV 中継関連において中継放送に対応したスペースに関し、以下につきご教示願います。 確保すべきスペースのサイズと位置	特に想定してません。必要なスペースと位置について提案してください。
116	要求水準書 (案)	15	第 2	3.	(1)	野球場	エ TV 中継関連において中継放送に対応したスペースに関し、以下につきご教示願います。 整備すべき電源及び情報ケーブル	特に想定してません。必要な設備等について提案してください。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
117	要求水準書 (案)	16	第 2	3.	(1)	管理・サービス関連諸室	冬期野球場の閉場期間は、屋内練習場及びトレーニングスペースの利用に支障がない範囲で、野球場の事務室を閉鎖することは可能でしょうか。	可能です。
118	要求水準書 (案)	17	第 2	3.	(1)	展示コーナー	企画展示スペースに設置を予定されている展示物及び必要面積についてご教示ください。	具体的な展示物の想定はありません。20 m ² 以上のスペースを見込んでいます。
119	要求水準書 (案)	17	第 2	3.	(2)	管理関連諸室	野球場及び屋内練習場それぞれに事務室を設置する計画となっていますが、提案によりいずれかに集約することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 運用状況の変更も考えて、それぞれに事務室を設けてください。面積は提案によります。
120	要求水準書 (案)	17	第 2	3.	(2)	ウ 管理関連諸室	器具庫について、“将来の収納量の増大”とありますが、具体的にどれくらいの規模の増大を想定しているのか、ご教示頂けませんでしょうか。	具体的な想定はありません。運営計画にあわせてご提案ください。
121	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	外構 ア 駐車場関連施設	運営関係者用として、SPC の管理用・従業員用は一般駐車場と別に 40 台以上確保することとありますが、一般駐車場 (1,000 台) とは別の場所に設けるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	駐車場台数の確保についての記述であり、駐車場の場所を規定するものではありません。
122	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	ア 駐車場関連施設 (その他)	(3) ア 駐車場関連施設に「駐車場エリアに地下式又は表面貯留方式による雨水貯留施設を整備すること」とあり、イ公園関連施設に「防災調整池：洪水調整容量 6,576m ³ を確保し、流末流水路は高屋敷堰とすること」とありますが、アで規定される雨水貯留施設と、イで規定される防災調整池は同一であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	ア 駐車場関連施設 (その他)	「駐車場エリアに地下式又は表面貯留方式による雨水貯留施設を整備すること」とありますが、地下式と表面貯留方式のいずれかでなく両者を組み合わせることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	イ 公園関連施設 (防災調整池)	「洪水調整容量 6,756m ³ を確保し、流末流水路は高屋敷堰とすること。」とありますが、既条件確認のため既存防災調整池の設計資料は公表頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
125	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	外構 イ 公園関連施設	外構設備において、事務室から公園内放送ができる設備を設ける事とありますが、放送範囲は事業計画地のみという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	外構設備	「敷地内の主要な動線の範囲に外灯を設置すること」とありますが、事業計画地（未開発区域）内の整備と捉えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	駐車場関連施設	普通車 1,000 台の駐車場は、兼用する大型バスの待機スペースを含むと捉えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書 (案)	18	第 2	3.	(3)	歩行者通路	「駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備すること」とありますが、事業計画地（未開発区域）内の整備と捉えて宜しいですか。 また、周辺道路（東側）からのアプローチレベルと既存サッカー場の入口のレベルに高低差がありますが、構内通路のレベル設定の想定はありますか。	ご理解のとおりです。 孔内通路のレベル想定はありません。
129	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件	建築計画について、設計段階（事業者選定後）で市の景観アドバイザー会議に諮ることと示されているため、提案段階では景観アドバイザー会議からの具体的な条件等は要求水準書に記載されないとの理解で宜しいでしょうか。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。
130	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件	提案段階において景観アドバイザー会議からの条件等が要求水準書に記載されない場合、設計段階（事業者選定後）において景観アドバイザー会議からのご要望を反映したことで、仮に設計変更およびコスト変動が生じた時には、このコスト変動リスクを市にてご負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。
131	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件	景観アドバイザー会議の詳細（役割、開催頻度、メンバー等）についてご教示ください。また、設計段階で諮ることとありますが、諮るべきタイミングや回数についてもご教示ください。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
132	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件 キ	建設段階で市の景観アドバイザー会議に諮るとありますが、その時期は具体的にはいつになるのか、ご教示ください。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。
133	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件 キ	上記の質問に続いて、景観アドバイザー会議に諮ったのち、必要な場合は設計を見直す場合があるのか、ご教示ください。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。
134	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(1)	建築条件 キ	上記の質問に続いて、この場合の「設計変更による事業費変更リスク」は市負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	景観アドバイザー会議に諮ることは取り止め、要求水準書に反映します。
135	要求水準書 (案)	19	第 2	4.	(3)	外構条件	「車路部分は、大型バス、消防車、搬入車両等の大型車両の利用を想定した舗装とすること」とありますが、大型車両の通行想定車路部分と捉えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書 (案)	20	第 2	5.	(1)	ナイター照明設備	「照度は練習時・・・4段階以上の切替が可能のように計画すること」とありますが、その設定根拠をご教示ください。野球を含め具体的な競技種目を想定され、この設定をされているのでしょうか。	JIS 照度基準（JIS Z 9127:2011）硬式野球・内野照度Ⅰ-1000lx/Ⅱ-750lx/Ⅲ-500lx 及び 300lx を想定しています。
137	要求水準書 (案)	20	第 2	5.	(1)	電気設備計画 ケ	全ての映像表示機器というのは何を指しているか、ご教示ください。	要求水準書では削除します。
138	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	電気設備計画	エ 放送設備においてピックアップマイクは、観客席の騒音量に応じてスタンドへの放送の音量を自動的にコントロールするために設置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	電気設備計画	上記の目的を達成できる他のシステムがある場合には提案することは可能でしょうか	ご理解のとおりです。
140	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	電気設備計画	エ 放送設備において (キ) 可搬式の自立スピーカーは、放送を聞き取りにくい場所への対応等、観客席への音量調整に柔軟に対応するために設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	電気設備計画	上記の目的を達成できる他のシステムがある場合には提案することは可能でしょうか	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
142	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	電気設備計画 カ	“将来増設用のスペース”とありますが、具体的にどれくらいの規模の増大を想定しているのか、ご教示頂けませんでしょうか。	具体的な想定はありません。運営計画にあわせてご提案ください。
143	要求水準書 (案)	21	第 2	5.	(1)	発電設備	「発電機は、防災負荷以外にも電源供給を行い、3 時間以上の作動能力を持つこと」とありますが、防災負荷以外とは要求水準書（案）21 ページ 第 2 5. (1) キ (イ) の部分と捉えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書 (案)	23	第 2	5.	(1)	電気設備計画 テ	電子媒体での保存について、保存期間等の指定はあるのかお示し頂けませんでしょうか。	具体的な想定はありません。運営計画にあわせてご提案ください。
145	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(1)	備品・機器・工具・ 消耗品の整備方針	市・県が整備する備品と事業者が整備する備品を区別のうえ、それぞれの備品の参考仕様・サイズ・数をご提示ください。	市・県で整備する備品はありません。運営計画にあわせてご提案ください。
146	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分	36 頁第 3.3.(2) 予約の受付（予約システムでの対応を含む）の記載があり、システムを導入することになりますが、OS の高スペック化によるシステムの陳腐化リスクの負担者は市の負担等の理解でよろしいでしょうか。	本事業において、システム、機器等に関する陳腐化リスクは存在しなく、またご質問「OS の高スペック化」がシステムの陳腐化を招くものではないため、リスク分担表で示したリスク分担のとおりとします。
147	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分	OA 機器類は購入するものが多くなることを想定しています。最後の契約終了・・・市への円滑な引継ぎに配慮すること」との記載がありますが、リース品の取り扱いについてご教示ください。	ご意見を踏まえ、要求水準書を作成します。
148	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分	事業期間終了後の市への円滑な引継ぎと記載されていますが、引継ぎは事業期間終了後を想定されていますか。	ご意見を踏まえ、要求水準書を作成します。
149	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分	「パソコン等 OA 機器類は（中略）5 年ごとに更新を行い、最後の契約終了を事業期間終了時に合わせ、事業期間終了後の市への円滑な引継ぎに配慮すること」とありますが、事業期間終了時点でパソコン等 OA 機器を更新の上、市に引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書を作成します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
150	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分 ア	備品の性能を低下させないことを前提に、施設や設備と一体的に整備することも可能とするというのは、例えば、作り付けの家具等、施設と一体化して整備する備品を想定されているということでしょうか。具体的にどのような事例があるか、ご教示ください。	ご意見を踏まえ、要求水準書を作成します。
151	要求水準書 (案)	26	第 2	6.	(2)	整備・維持管理区分	「パソコン等OA機器類は将来の高スペック化に対応していく。SPC が運営する事務室内で業務として使用する端末を除き 5 年ごとに更新を行い」と記載がありますが端末の更新費は PFI 事業内に含まれるという考えでよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出 ア	“(ク)増設計画図”とありますが、具体的にどれくらいの規模の増大を想定しているのか、ご教示頂けませんでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書を作成します。
153	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出	ア 基本設計 (ケ) その他必要と思われる図書等 に関し、以下につきご教示願います。 現時点で想定されている図書	特に想定してません。
154	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出	上記、想定されている図書がない場合、提出図書 につきましては、市と事業者にて協議のうえ確定 するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出	イ 実施設計 (サ) 完成予想図について 枚数をご提示ください	全体鳥瞰図 2 枚、野球場外観 2 枚内観 2 枚、屋 内練習場外観 1 枚内観 1 枚以上としてくださ い。
156	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出	イ 実施設計 (シ) その他必要と思われる図書 等に関し、以下につきご教示願います。 現時点で想定されている図書	特に想定してません。
157	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出	上記、想定されている図書がない場合、提出図書 につきましては、市と事業者にて協議のうえ確定 するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書 (案)	28	第 2	7.	(9)	業務の報告及び設計 図書等の提出 ア 基本設計 (ク)増設計画図	「増設計画図」とは具体的に何を増設する計画の ことでしょうか。	要求水準書では削除します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
159	要求水準書 (案)	29	第 2	8.	(3)	工事監理者	工事監理者は専任の必要がありますか。	工事監理者は専任としてください。
160	要求水準書 (案)	29	第 2	8.	(4)	近隣調査及び準備調査等	近隣の範囲について、通常貴市が定める中高層条例等の基準に基づき説明を実施いたしますが、本事業での範囲も貴市の条例等に基づく範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書 (案)	29	第 2	8.	(4)	イ 近隣調査及び準備調査等	可能性調査時以外に、既に近隣住民等から施設や運営への要望等があれば、情報をいただくことは可能でしょうか。	近隣住民からは、野球場施設や運営に対しての要望・意見は現段階では特にありませんが、周辺道路の整備を行うよう要望をいただいているところです。
162	要求水準書 (案)	30	第 2	8.	(5)	建設期間中の業務ア	(オ) 「市が別途発注する第三者の行う設計、工事等が SPC の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行うこと」とありますが、別途発注案件が建設工事と関係した場合に発生した諸費用については、別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書 (案)	30	第 2	8.	(5)	建設工事	「・・・工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、SPC の負担・・・」とありますが、SPC が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による補修や補償については、貴市との協議事項としていただけますでしょうか。	リスク分担表で示したリスク分担のとおりとします。
164	要求水準書 (案)	30	第 2	8.	(5)	建設工事	「・・・万一発生した苦情その他については、SPC の責任において、・・・処理すること」とありますが、SPC が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による遅延については、貴市との協議事項としていただけますでしょうか。	リスク分担表で示したリスク分担のとおりとします。
165	要求水準書 (案)	30	第 2	8.	(5)	市が別途発注する第三者の行う設計、工事等	SPC による施設整備業務期間中に、市が別途発注する設計、工事等を明示していただけますか。	現時点においては、ありません。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
166	要求水準書 (案)	32	第 3	1.	(1)	その他	「SPC は、盛岡南公園球技場の指定管理者と、本施設の運営上必要な連携を図ること」とありますが、現状の球技場と多目的広場の管理・運営ルールについてご教示ください。	現状の盛岡南公園球技場と多目的広場の管理・運営ルールにつきましては、都市公園法上の規定に関する以外につきましては、南公園球技場又は多目的広場の各管理者へお問合せください。 (問合せ先) 南公園球技場：公益財団法人盛岡市体育協会 多目的広場：盛岡市公園みどり課（公園管理者）
167	要求水準書 (案)	32	第 3	1.	(1)	その他	「SPC は、盛岡南公園球技場の指定管理者と、本施設の運営上必要な連携を図ること」とありますが、管理主体の異なる球技場、多目的広場、事業計画地の管理・運営ルールを教示ください。	管理・運営ルールにつきましては、都市公園法上の規定を基本とするほか、集客が多い各種大会開催時には、駐車場等の混雑が予想されるため、各管理者と調整等図りながら管理・運営していただくことを期待しているものです。管理者については、No.166 をご参照ください。
168	要求水準書 (案)	32	第 3	1.	(1)	業務の目的 エ その他	障がい者の雇用に努めることとありますが、人数等基準はありますでしょうか。ご教示ください。	人数等の基準はありません。
169	要求水準書 (案)	33	第 3	1.	(4)	年度業務計画書	年度業務計画書について、毎年度決められた期日ではなく、「市長の定める日」とされている理由をご教示ください。また、「市長の定める日」は、毎年度いつ頃決定するのかご教示ください。	SPC と協議し決定しようとしているため、「市長の定める日」としているものです。
170	要求水準書 (案)	33	第 3	1.	(5)	年度業務報告書	「市長の定める日」は毎年度変動する可能性があると思料しますが、各年度の事業終了後 1 か月以内等、想定されている日程がありましたらご教示ください。	SPC と協議し決定しようとしているため、「市長の定める日」としているものです。
171	要求水準書 (案)	33	第 3	1.	(5)	年度業務報告書	半期業務報告書（上期、下期）を提出したうえで、年度業務報告書を提出するという理解でよろしいですか。 また、年度業務報告書で求められている記載事項（利用者からの意見等）をいずれかの半期業務報告書に記載した場合であっても、年度業務報告書の提出は必要になりますか。	ご理解のとおりです。半期業務報告書とは別途、年度のとりまとめとして要求水準に示す事項を記載した年度業務報告書をご提出ください。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
172	要求水準書 （案）	33	第 3	2.	(2)	施設の開場日等 ア 休場日	市長が特に必要があると認める日を休場日とすることを想定しているとなっておりますが、想定される事例があればご教示ください。	基本的には、災害時など緊急的な事情による休場日が想定されるほか、メンテナンスや修繕などが想定されます。
173	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	休場日	「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、並びに市長が特に必要があると認める日を休場日とすることを想定している」とありますが、冬期は屋内練習場及びトレーニングルームのみが対象となるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、野球場の冬期閉場期間についてご教示ください。	野球場は、決まった閉場期間は設けず、積雪の状況に応じ適宜閉鎖します。
174	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	休場日	野球場の冬季の閉鎖期間についての指定は特に見当たりませんが、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。（盛岡市野球場条例記載の 4 月～10 月の範囲に関わらず提案可能でしょうか。）	野球場は、決まった閉場期間は設けず、積雪の状況に応じ適宜閉鎖します。
175	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	施設の開場日等 ウ 利用料金	減免に要する費用のうち、予定されている市・県の主催・共催事業を除く費用については、サービス購入費として年度末に清算するとあるのですが、減免分を補填していただけないという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	利用料金	要求水準書（案）9 頁第 2 1. 基本要件（4）整備対象施設とその概要に記載のある対象施設について、現在想定されている施設利用料の金額をご教示ください。	募集要項等において示します。
177	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	利用料金	別紙 8 市・県の主催・共催事業に現県営球場で開催されている秋季東北地区高等学校野球大会や都市対抗、大学野球等の記載がございませんが、別紙 8 記載以外の大会の取扱いについてご教示ください。	主催・共催事業以外の大会については、前年度に利用調整の上、決定することとなります。
178	要求水準書 （案）	34	第 3	2.	(2)	利用料金	決算額が見積額を大幅に上回った時に割引の拡大等で還元してしまう形式の場合、事業者のインセンティブを最大限に引き出すことが出来ないスキームになっていると考えます。上回った時は事業者が全額享受する形にするか、下回った時には損失を按分負担するなどの事業スキームにして頂くことはできませんか。	原文のとおりとします。本規定は外的要因など、民間事業者の努力によると認められる範囲を超えて利用料金収入が予算を大幅に超過する場合は想定しているものです。具体的な基準等は市と SPC で協議して定めます。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
179	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(2)	施設の開場日等	屋外施設の営業期間につき、ご想定をご教示ください。	野球場は11月から翌年3月までを閉場期間の目安としますが、積雪の状況によって前後します。
180	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(2)	イ 開場時間	「その他（園地、駐車場等） 24 時間」とございますが、駐車場の深夜営業については、防犯上の懸念もございます。24 時間営業は必須という認識でよろしいでしょうか。	施錠が可能な状況を整えられるならば、24 時間営業に拘るものではありません。詳細は競争的対話における調整事項とします。
181	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(2)	イ 開場時間	「その他（園地、駐車場等） 24 時間」について、深夜の駐車場利用は、近隣住民に迷惑をかける恐れがありますがいかがでしょうか。	施錠が可能な状況を整えられるならば、24 時間営業に拘るものではありません。詳細は競争的対話における調整事項とします。
182	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(2)	イ 開場時間	「その他（園地、駐車場等）」の 24 時間開場について、セキュリティ上の懸念があります。駐車場は開場時間に限定するお考えはありますでしょうか。	施錠が可能な状況を整えられるならば、24 時間営業に拘るものではありません。詳細は競争的対話における調整事項とします。
183	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(2)	ウ 利用料金	SPC の提案により利用料金が改定することがある旨記載されておりますが、SPC が提案する利用料金には制限等はあるのかお示し頂けませんでしょうか。	基本はお示しする利用料金を上限と考えています。詳細は募集要項等において示します。
184	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(3)	ア 利用許可の基準	「・野球場の大会以外の利用、屋内練習場及びその他施設の利用については、新たな予約システムを構築し、利用希望者が常に最新の空き状況を確認できるようにすること。」とございますが、「予約」については、求めるところではないという認識でよろしかったでしょうか。	「予約システム」ですので、「予約」ができるものとしてください。
185	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(3)	ア 利用許可の基準	「・野球場の大会以外の利用、屋内練習場及びその他施設の利用については、」とございますが、「その他施設の利用」とは、今回の事業の対象となっているものに限定された「その他施設」という認識でよろしかったでしょうか。例えばどのような施設を想定されてますでしょうか。	ご理解のとおりです。トレーニングルーム（予約を受け付ける場合）や会議室等の諸室を想定しています。
186	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(3)	利用の許可 ア 利用許可の基準	施設の予約キャンセル等の規定については、事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	盛岡市野球場条例及び野球場条例施行規則を基本とし、詳細は事業者との協議において定めるものとします。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
187	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(3)	利用の許可 ア 利用許可の基準	別紙 9 の利用実績表の件数について、内訳の開示をお願い出来ませんか。	ご指摘を踏まえ、募集要項等の公表後、準備が整い次第、内訳を提示します。
188	要求水準書 (案)	34	第 3	2.	(3)	利用許可の基準	運営上、野球場と球技場の大会のバッティングを避ける必要があるかと思いますが、両者の調整における優先順位及び調整方法についてご教示ください。	市としての優先順位はありません。調整方法については提案してください。
189	要求水準書 (案)	35	第 3	3.	(1)	運営準備業務 イ 要求水準	ネーミングライツを導入する予定とありますが、その確定時期によって新たに発生する本施設パンフレット等の広報に関する費用はネーミングライツ企業が負担する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市及びネーミングライツ企業が負担します。
190	要求水準書 (案)	35	第 3	3.	(1)	要求水準	パンフレットの仕様及び作成部数をご教示ください。また、事業期間中パンフレットの更新をする必要はありますでしょうか。	仕様、作成部数とも必要と思われるものをお見積りください。パンフレットの更新は、利用料金の改定等があれば必要となります。
191	要求水準書 (案)	35	第 3	2.	(3)	ア 利用許可の基準	新たな予約システムの構築について、スポーツ事業団様が運営する他施設の予約システムとの連携や共有等はせず、本事業の施設のみ、独立した形での運営でも問題はないのでしょうか。	問題ありません。
192	要求水準書 (案)	35	第 3	2.	(3)	ア 利用許可の基準	新たな予約システムの構築にあたって、例えばいわぎんスタジアムの指定管理者等との連携について、貴市が想定する連携内容をお聞かせ頂けませんでしょうか。	特に市として連携を想定しているものではありませんが、必要であれば提案してください。
193	要求水準書 (案)	36	第 3	3.	(3)	利用料金の設定及び 収受に関する業務 ア 業務内容	事前に収受した利用料金の還付とありますが、次回予約時までには持ち越す対応は可能でしょうか。ご教示ください。	次回予約時までには持ち越す対応は認められません。
194	要求水準書 (案)	36	第 3	3.	(3)	利用料金の設定及び 収受に関する業務 イ 要求水準	売上及び利用者についてのデータ管理を適切に行うこととありますが、利用者についてのデータとはどこまでを指すのか、ご教示ください。	事業者の事業範囲において得られるデータについて、適切に集計、管理してください。
195	要求水準書 (案)	40	第 4	1.	(1)	業務の目的	盛岡南公園球技場の指定管理者との連携として、取り合い部分の管理の連携等が考えられますが、貴市が想定している連携内容を具体的にお示し頂けませんでしょうか。	市としては想定しているものではありません。必要に応じ、連携についてご提案ください。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
196	要求水準書 (案)	40	第 4	1.	(2)	業務区分	維持管理業務のうち、緑地・外構等維持管理業務や警備業務、除雪業務等については、球技場及び多目的広場等その他公園施設との明確な線引きが難しいと認識しておりますが、管理責任、リスク分担等どのような整理をされているのかご教示ください。	基本的には各自の事業区域内について管理責任、リスク分担等をお願いします。
197	要求水準書 (案)	40	第 4	1.	(2)	業務区分	修繕業務につき、市の負担となる大規模修繕と、SPC 負担となる修繕の定義をご教示ください。	特殊設備（ナイター照明設備、スコアボード等）、スタンド座席、人工芝の更新等の大規模修繕については市の負担、経常的な修繕は SPC の負担としますが、具体的な分担については事業者の提案を踏まえたうえで、協議とさせていただきます。
198	要求水準書 (案)	40	第 4	1.	(3)	建物設備保守管理業務	業務担当者の常駐又は常勤は想定されていないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書 (案)	40	第 4	1.	(4)	年度業務計画書	「市長の定める日」は毎年度変動する可能性があると思料しますが、年度開始 1 か月前まで等、想定されている日程がありましたらご教示ください。	SPC と協議し決定しようとしているため、「市長の定める日」としているものです。
200	要求水準書 (案)	41	第 4	2.	(1)	イ. 要求水準	建物保守の要求水準について、「仕上げ材の割れ、浮き、外壁のひび割れ、床の摩耗等がないことと」ありますが、経年劣化により摩耗は必ず発生してしまうので、「安全に影響のない範囲で保守に努めること」などと表現を変えていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
201	要求水準書 (案)	41	第 4	1.	(5)	年度業務報告書	「市長の定める日」は毎年度変動する可能性があると思料しますが、各年度の事業終了後 1 か月以内等、想定されている日程がありましたらご教示ください。	SPC と協議し決定しようとしているため、「市長の定める日」としているものです。
202	要求水準書 (案)	42	第 4	2.	(2)	ア 業務内容	業務担当者につきましては、常駐を想定されているという認識でよろしいでしょうか。固定の費用が必要となりコスト増の懸念がございます。「日常巡視点検」も必須ということでもよろしかったでしょうか。	「日常巡視点検」は必須ですが、他業務も含めて施設内において各設備に異常がないかを点検することを想定しており、必ずしも業務担当者として常駐することを想定しているものではありません。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
203	要求水準書 (案)	42	第 4	2.	(2)	ア. 業務内容	建物設備保守管理業務のうち「日常巡視点検」について、「運転監視業務」と「定期点検・測定・整備業務」で十分な保守管理が可能だと考えます。業務から項目を外すことはできますでしょうか。	「日常巡視点検」は必須ですが、他業務も含めて施設内において各設備に異常がないかを点検することを想定しており、必ずしも業務担当者として常駐することを想定しているものではありません。
204	要求水準書 (案)	42	第 4	2.	(2)	建物設備保守管理業務	「日常巡視点検」を実施する場合、設備担当者の常駐または巡回が必要になります。維持管理費低減のためこの日常巡視点検業務を範囲外としていただけませんか。	「日常巡視点検」は必須ですが、他業務も含めて施設内において各設備に異常がないかを点検することを想定しており、必ずしも業務担当者として常駐することを想定しているものではありません。
205	要求水準書 (案)	42	第 4	2.	(2)	建物設備保守管理業務	業務担当者の常駐・常勤を想定されていない場合、維持管理費を抑制する観点から、「日常巡視点検」は業務の範囲外としていただけませんか。	「日常巡視点検」は必須ですが、他業務も含めて施設内において各設備に異常がないかを点検することを想定しており、必ずしも業務担当者として常駐することを想定しているものではありません。
206	要求水準書 (案)	43	第 4	2.	(4)	ア. 業務内容	緑地・外構の範囲は本事業の計画地内のみであり、開設済部分の多目的広場は含まないという考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書 (案)	43	第 4	2.	(4)	ア. 業務内容	事業計画地の範囲外（例えば、開設済部分の多目的広場）の事象で起きたことの責任は問われないという考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	要求水準書 (案)	44	第 4	2.	(5)	ア. 業務内容	スタンドの清掃などについて記載がございませんが、必要と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ修正します。
209	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(5)	清掃業務	ク ごみの収集・集積 について、「ごみの搬出・処分」は、本事業の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	「ごみの搬出・処分」までを含むものとします。詳細は要求水準書をご確認ください。
210	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	イ 要求水準	念のための確認ですが、警備業務は開場時間以外は機械警備のみでいいという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	警備業務	人的警備、機械警備各々につき、要求されるエリアをご教示ください。	業務の実施場所は本施設のすべてです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
212	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	警備業務	維持管理費抑制の観点から、警備業務は開場時間以外の機械警備のみとしていただけませんか。	開場時間内は担当人員 1 名以上による警備としますが、必ずしも専任の警備員が常駐する必要はありません。
213	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	警備業務	警備業務について開場時間は警備担当 1 人以上を配置、開場時間以外は機械警備のみ、と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	イ 要求水準	維持管理業務における経費を抑制する観点からも、警備業務は開場時間以外に実施する機械警備のみとして頂けませんでしょうか。	開場時間内は担当人員 1 名以上による警備としますが、必ずしも専任の警備員が常駐する必要はありません。
215	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	イ 要求水準	警備業務について、開場時間以外は機械警備のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	開場時間中の警備	開場時間中の警備は警備担当員の常駐が条件でしょうか。適切に行えば巡回警備も可でしょうか。	開場時間内は担当人員 1 名以上による警備としますが、必ずしも専任の警備員が常駐する必要はありません。
217	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	警備担当人員について	警備担当人員は警備員の有資格者である必要がありますか。	必須ではありません。
218	要求水準書 (案)	45	第 4	2.	(6)	警備担当人員について	「警備担当人員は 1 人以上とする」とありますが、開場時間内に警備員が 1 人以上常駐する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。現県営野球場及び市営野球場いずれも警備員は常駐していないとの認識を持っておりますが、今回常駐とされる理由についてご教示ください。また、球技場の警備体制についても併せてご教示ください。	専任の警備員が 1 人以上常駐する必要はなく、他の業務と、いわゆるマルチタスクで警備を対応することは可能です。
219	要求水準書 (案)	46	第 4	2.	(8)	除雪業務 ア 業務内容	建物への出入りや敷地内の通行に支障がないようありますが、駐車場の除雪の対象範囲をご教示ください。	屋内練習場やトレーニングルーム等の利用者用及び管理用車両が駐車可能な範囲を除雪してください。
220	要求水準書 (案)	47	第 4	2.	(10)	修繕業務	「特殊設備(ナイター照明設備、スコアボード等)、スタンド座席、人工芝の更新等、大規模修繕は業務の対象外とする」とありますが、建物・建物設備等に関する大規模修繕も業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
221	要求水準書 (案)	47	第 4	2.	(10)	修繕業務	「SPC は、建物、・・経常的な修繕を実施すること。」とありますが、経常的な修繕には金額面で上限はございますでしょうか。	上限は特にありません。経常的な修繕に必要な費用をお見積りください。
222	要求水準書 (案)	47	第 4	2.	(10)	修繕業務 ア 業務内容	経常的な修繕を実施する事とありますが、特殊設備（ナイター照明設備、スコアボード等）、スタンド座席、人工芝の更新以外で、大規模修繕に該当するものをご教示ください。	記載以外の建物・建物設備等の大規模修繕が該当します。
223	要求水準書 (案)	47	第 4	2.	(10)	ア. 業務内容	特殊設備(ナイター照明設備、スコアボード、等)スタンド座席、人工芝の更新等、大規模修繕は業務の対象外とする。とありますが、記載以外の項目で大規模修繕に該当するものがありましたらご教示願います。	記載以外の建物・建物設備等の大規模修繕が該当します。
224	要求水準書 (案)	48	第 5	2.	(1)	事業統括責任者の配置	事業統括責任者の交代に関して制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業統括責任者に関し提案いただいた場合、当該提案内容を遵守いただくことが基本となります。
225	要求水準書 (案)	49	第 5	2.	(2)	契約等の一覧	契約書の写しの提出が不要とされた契約であっても、契約一覧表への記載は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書 (案)	51	第 6	1.	(1)	施設利用許可基準	施設利用許可基準とはどのような内容でしょうか。公告時までにお示しいただけるのでしょうか。	要求水準書 第 3 2 (3) をご参照ください。
227	要求水準書 (案)	1				別紙 1 現況参考図	既開設区域の管理・運営事業者から、本事業の事業計画地に対する建設、運営、維持管理への要望や意見は、事前にお知らせいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	要求水準書 (案)	1				別紙 1 現況参考図	既開設区域と本事業の事業計画地とのリスク分担について、事前に取り決めが必要と考えますが、既に市との調整が実施されていますでしょうか。また実施されていない場合は、どのようなお考えがあるかお示しいただきたくお願いいたします。	事業者が負担すべきリスクは本事業計画地に関連するものが基本となります。そのほか詳細については、募集要項等をご確認ください。
229	要求水準書 (案)	1				別紙 1 現況参考図	既開設区域と本事業の事業計画地との境界については、何かしらの目印等を行う必要はありますか。	工事の着工前までには、市にて境界を確定します。

No	資料名	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
230	要求水準書 （案）	7				別紙 1 事業区域	南西部の未整備道路整備部分は、事業区域外に、本事業で整備すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書 （案）	7	別紙 1			別紙 1 事業計画地	事業計画地（未開設部分）外の開設部分に、野球場、屋内練習場、ランニングコース、広場の一部を計画してもよろしいでしょうか。	事業計画地外への建築行為はできません。既存のランニングコース、広場、駐車場の利活用する整備は認めます。
232	要求水準書 （案）	1				別紙 8 市・県の 主催・共催事業	市・県の主催・共催事業に表記されている日数については、予備日分が含まれた日数でしょうか。もしくは、中止になった場合は別日をあらたに設ける必要がありますでしょうか。	予備日も含まれた日数です。なお、それでも大会が延期等になった場合は、主催者と協議の上、別日の設定等を判断することになります。
233	要求水準書 （案）					別紙 9-① 市営野 球場の利用実績	それぞれの施設の年間実稼働日数をご教示ください。	ご指摘を踏まえ、募集要項等において示します。
234	要求水準書 （案）					別紙 9-② 県営野 球場の利用実績	それぞれの施設の年間実稼働日数をご教示ください。	ご指摘を踏まえ、募集要項等において示します。
235	要求水準書 （案）					別紙 9-② 県営野 球場の利用実績	別紙 9-②記載のトレーニング室の利用件数については、利用人数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書 （案）					別紙	光熱水費についての記載がございませんが、光熱水費は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価に含まれます。